

食品衛生通信

令和3年6・7月号

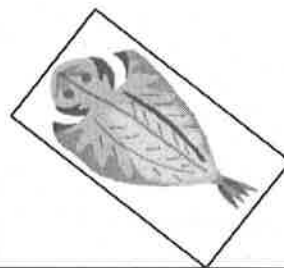
～ 6・7月の目標 ～

小分け販売の食品表示に要注意！

【仕入れた食品を小分け包装して販売する場合の注意点】

☆小分け後の包装に食品表示が必要です。

小分けする事業者が表示責任者となる場合は、仕入れた食品にある表示から、内容量を変更し、必要に応じて保存方法及び期限（科学的根拠が必要）を設定します。また、「加工者」として氏名及び加工所の所在地を記載します。なお、営業者が法人の場合を除き、営業者の個人名が必要です。



名称	くさや
原材料名	クサヤモロ（国産）、くさや汁
内容量	3枚
賞味期限	2021.07.15
保存方法	10℃以下で保存
製造者	〇〇商店（新島 太郎） 東京都新島村本村××

仕入れた食品の表示例

名称	くさや
原材料名	クサヤモロ（国産）、くさや汁
内容量	1枚
賞味期限	2021.06.30
保存方法	10℃以下で保存
加工者	××商店（神津 島太郎） 東京都神津島村〇〇

小分け後の表示例

☆大袋に入った個包装の食品（菓子など）をばらして販売する場合も、個包装ごとに食品表示が必要です。

※小分けする食品によっては許可や届出が必要な場合があります。

※食肉製品や魚肉ねり製品など、食品衛生法で規格が定められた食品の小分けは、特に注意して行うようにしてください。



小分けは清潔な場所で！衛生管理も徹底しましょう！

<問合せ先>

島しょ保健所大島出張所

Tel 04992-2-1436

島しょ保健所三宅出張所

Tel 04994-2-0181

島しょ保健所大島出張所新島支所

Tel 04992-5-1600

島しょ保健所八丈出張所

Tel 04996-2-1291

島しょ保健所大島出張所神津島支所

Tel 04992-8-0880

島しょ保健所小笠原出張所

Tel 04998-2-2951